

過去の審査申出案件の概要

横浜市「勝馬投票券発売税」に対する総務大臣の不同意に係る審査・勧告

1. 事案の概要

横浜市は、平成12年12月14日に、法定外普通税として勝馬投票券発売税を新設することを内容とする横浜市市税条例の一部を改正する条例案を可決した。

勝馬投票券発売税は、横浜市内の勝馬投票券発売所における勝馬投票券の発売に対し、当該勝馬投票券の発売を行う者に課されるもので、同市内の勝馬投票券の発売額から払戻金等に市内の発売割合を乗じて得た額を控除した額を課税標準とし、税率は100分の5である。

横浜市は、平成12年12月21日に、総務大臣に対し、地方税法第669条の規定に基づき勝馬投票券発売税の新設に係る協議の申出を行い、総務大臣は、平成13年3月30日に、同法第671条の規定に基づき不同意とした。横浜市長はこれを不服として、同年4月25日、委員会に対し、総務大臣は同法第671条の規定に基づき同意をすべきである旨の勧告を求める審査の申出を行った。

2. 勧告の内容

総務大臣は、横浜市の勝馬投票券発売税新設に係る協議の申出につき、2週間以内に横浜市との協議を再開すること。

3. 国地方係争処理委員会の判断の要点

横浜市からの協議の申出に対する総務大臣の不同意は、勝馬投票券発売税が日本中央競馬会法上の基本的仕組み自体に重要な負の影響を及ぼし、日本中央競馬会による国の財政資金の確保という施策に重要な負の影響を及ぼすものであるかどうかについて、自治法及び地方税法で定める協議を尽くさずになされた点に瑕疵があるものと認められる。

(参照条文) 地方税法 (昭和25年法律第226号)

(総務大臣の同意)

第六百七十一条 総務大臣は、第六百六十九条第一項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

新潟県からの審査申出に係る国地方係争処理委員会の判断

1. 事案の概要

国土交通大臣は、平成21年10月9日に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する北陸新幹線長野・上越（仮称）間、上越（仮称）・富山間、富山・金沢間工事实施計画の認可を行った。

この認可について、新潟県知事は、平成21年11月6日に、委員会に対し、全国新幹線鉄道整備法上、国土交通大臣は、機構への工事实施計画の認可に際し、新幹線鉄道の建設費用を負担すべき都道府県にあらかじめ意見を聴かなければならないとされているが、本件認可は、意見聴取手続に重大かつ明白な瑕疵がある無効な行政処分であり新潟県に不利益が及ぶことから、適切な措置を講ずべきである旨の勧告を求める審査の申出を行った。

2. 判断の内容

本件審査の申出は、法律で定められた委員会の審査対象に該当しないため、却下する。

3. 国地方係争処理委員会の判断の要点

地方自治法第250条の13第1項に基づく国地方係争処理委員会の審査の対象は、法第245条が規定する「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」に該当するものとされているところ、本件審査の申出の対象とされている国土交通大臣による新潟県への意見聴取や、国土交通大臣による機構に対する認可等はこれに該当しない。

（参照条文）全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）

（工事实施計画）

第九条 建設主体は、前条の規定による指示により建設線の建設を行おうとするときは、整備計画に基づいて、路線名、工事の区間、工事方法その他国土交通省令で定める事項を記載した建設線の工事实施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3（略）

4 国土交通大臣は、建設主体が機構である場合において第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、第十三条第一項の規定により新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用を負担すべき都道府県の意見を聴かなければならない。

5（略）

沖縄県からの審査申出に係る国地方係争処理委員会の判断（平成27年）

1. 事案の概要

沖縄県知事が平成27年10月13日付けで沖縄防衛局長に対してした公有水面の埋立ての承認の取消し（以下「本件承認取消し」という。）について、沖縄防衛局長が本件承認取消しを取り消す裁決を求める審査請求をした上で申し立てた執行停止の申立てにより、国土交通大臣は、同月27日付けで、同審査請求に対する裁決があるまでの間、本件承認取消しの効力を停止する旨の執行停止決定をした（以下「本件執行停止決定」という。）。

沖縄県知事は、本件執行停止決定が、地方自治法第250条の13第1項による審査の対象となる国の関与（以下、単に「国の関与」という。）に該当し、これに不服があるとして、地方自治法第250条の13第1項に基づき、審査の申出をした。

2. 判断の内容

本件審査の申出は、法律で定められた委員会の審査対象に該当しないため、却下する。

3. 国地方係争処理委員会の判断の要点

- 一般に、行政不服審査法に基づく執行停止決定は、地方自治法第245条第3号にいう「審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為」に該当し、国地方係争処理委員会の審査の対象となる国の関与には該当しない。
- 「固有の資格」において処分を受けたと解する余地がある者が審査請求をした場合、「固有の資格」に該当せず審査請求が可能であるとした審査庁の判断が一見明白に不合理であるかどうかを国地方係争処理委員会が審理することは排除されおらず、一见明白に不合理な判断に依拠してなされた執行停止決定は、国地方係争処理委員会の審査の対象となる国の関与に該当する。
- 本件執行停止決定については、審査庁である国土交通大臣の判断が一見明白に不合理であるとまでいうことはできない。
- したがって、本件執行停止決定は国地方係争処理委員会の審査の対象となる国の関与に該当するということができず、本件審査の申出は不適法である。

沖縄県からの審査申出に係る国地方係争処理委員会の判断（平成28年）

1. 事案の概要

沖縄県知事（翁長雄志知事）は、平成27年10月13日付けで、前沖縄県知事（仲井眞弘多知事）が平成25年12月27日付けで沖縄防衛局にした公有水面埋立承認を取り消した（以下「本件承認取消し」という。）ところ、国土交通大臣が、平成28年3月16日付けで、地方自治法第245条の7第1項に基づいて、書面到着の日の翌日から起算して1週間以内に本件承認取消しを取り消すよう指示した（以下「本件是正の指示」という。）。

沖縄県知事は、本件是正の指示に不服があるとして、地方自治法第250条の13第1項に基づき、審査の申出をした。

2. 判断の内容

本件是正の指示が地方自治法第245条の7第1項の規定に適合するか否かについては判断せず、本件是正の指示にまで立ち至った一連の過程は、国と地方のあるべき関係からみて望ましくないものであり、国と沖縄県は、普天間飛行場の返還という共通の目標の実現に向けて真摯に協議し、双方がそれぞれ納得できる結果を導き出す努力をすることが、問題の解決に向けての最善の道であるとの見解をもって、地方自治法第250条の14第2項による審査の結論とする。

3. 国地方係争処理委員会の判断の要点

- 国と沖縄県の両者は、辺野古沿岸域の埋立てによる普天間飛行場の代替施設の建設の公益適合性に関し大きく立場を異にしている。両者の立場が対立するこの論点について、議論を深めるための共通の基盤づくりが不十分な状態のまま、一連の手續が行われてきたことが、国と沖縄県との間の紛争の本質的な要因であり、このままであれば、紛争は今後も継続する可能性が高い。委員会としては、本件是正の指示にまで立ち至っているこの一連の過程を、国と地方のあるべき関係からかい離していると考える。
- 国と地方公共団体は、本来、適切な役割分担の下、協力関係を築きながら公益の維持・実現に努めるべきものであり、地方自治法は、国と地方の関係を適切な役割分担及び法による規律の下で適正なものに保つという観点から、当委員会において国の関与の適否を判断するものとすることによって、国と地方のあるべき関係の構築に資することを予定している。
- 国と沖縄県との間で議論を深めるための共通の基盤づくりが不十分な現在の状態の下で、委員会が、本件是正の指示が地方自治法第245条の7第1項の規定に適合するか否かにつき、肯定又は否定のいずれかの判断をしたとしても、それが国と地方のあるべき関係を両者間に構築することに資するとは考えられない。